平成２１年（フ）第２９８４号
愛知県東海市荒尾町朝日出７番地の１
債務者　江口　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３３号
名古屋市熱田区南一番町８番18号　南一番センタービル308号
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５１号
名古屋市緑区万場山１丁目1205番地　第三小菊荘102号
債務者　山田　保男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２号
三重県伊勢市二見町西165番地５
債務者　岩城日登美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
三重県度会郡南伊勢町宿浦633番地、住民票上の住所三重県度会郡南伊勢町宿浦1951番地６
債務者　髙松　英人
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
島根県出雲市天神町826番地５　天神県営住宅１―2135
債務者　福永　琴枝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７１号
栃木県佐野市田沼町1047番地
債務者　林　　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第７４４号
愛知県豊田市平芝町８丁目３番地３　三芝ハイツ303号
債務者　倉谷美江子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７７０号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目３番26―402号
債務者　松永　直人
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７７７号
横浜市中区末吉町４丁目74番地　末吉町４丁目団地402号室
債務者　矢野　好行
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８７号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番29―303号
債務者　濁川　敬一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７９４号
横浜市青葉区さつきが丘16番地28―101
債務者　米満真由美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８０６号
神奈川県藤沢市葛原1152番地
債務者　荒　　正男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３３号
横浜市中区寺久保12番地
債務者　細川　秀雄
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３４号
横浜市中区寺久保12番地
債務者　細川　英子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８５０号
横浜市緑区寺山町787番地１　コーポイシイＢ―25号
債務者　阿賀　　宏（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部